

平成 23 年 4 月 18 日

日本生命保険相互会社

**東日本大震災の被災者の方々の契約貸付等における保険契約の失効に関する特別取扱いについて**

日本生命保険相互会社(社長 筒井義信)は、今回の東日本大震災の被災者の方々を支援するため、災害救助法適用地域(※)において下記のとおりに対応を実施することといたしました。

契約貸付を受けられているご契約、または保険料の自動振替貸付が適用されているご契約において、貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえることにより発生する失効について、お客様のお申出により、最長6ヵ月間ご契約を失効させないお取扱いを実施いたします。

(※) 平成23年(2011年)東日本大震災に係る災害救助法の適用地域。

但し、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除く。

<お問い合わせ先>

ニッセイコールセンター 0120-201-021

電話受付時間 月～金・土日・祝日/9:00～18:00

※日・祝日につきましては、震災対応の専用ダイヤルとして受付時間を拡大しております。

以 上